

子育てスマイルサポート事業

(太子町子育て世帯訪問支援事業)

家事や育児支援を行う訪問支援員があなたをサポートします！



対象者

下記①②にあてはまる方

- ① 太子町に居住する妊娠婦もしくは18歳未満のお子さんを養育する子育て世帯
- ② 家事・育児に負担や不安を抱える方、ヤングケアラーの方等、支援が必要な家庭

支援内容

訪問支援員が自宅を訪問し、家事や育児の支援を行う事業です。
下記の支援内容を行います。



食事の準備・片付け



掃除・整理整頓



衣類等の洗濯



買い物の代行や
サポート



保育所等の送迎
介助



授乳・食事の世話



おむつ交換
トイレの介助



衣服の着脱



沐浴・入浴介助



宿題の見守り

その他、必要な家事支援・育児支援を行います。

※訪問支援員とのマッチングの結果、ご要望にお応えできない場合が

訪問支援員とは…？

ございますので、ご理解ください。

町と契約している事業者や規定の研修を受けた子育て経験者で

訪問支援員として登録している方

裏面へ ➔

利用内容

○利用日 月曜日から金曜日 ※祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く

○時間 午前8時から午後7時まで

○回数 原則1日当たり1回。1回1時間を基本に2時間まで。（年度内上限60時間）

○料金 1時間あたり250円

※生活保護世帯・町民税非課税世帯・町民税所得割額を合算した額が

77,101円未満の世帯は無料

※利用日・時間・回数については上記を基本とし、それ以外の対応についてはご相談ください。

利用の流れ

相談

保健センターもしくは子育て支援課にご相談・お問い合わせください。
悩み・不安等、困りごとをお伺いします。
利用に迷っている場合でも気軽にお問合せください。

申請 利用決定

申請書を記入していただきます。利用の可否について審査します。

面談

利用が決定したら、町の担当者が家庭訪問にて面談します。
利用頻度・内容など、困りごとに応じて、支援内容を具体的に決めていき、
サポートプランを作成します。

訪問支援員 決定 顔合わせ

担当者が訪問支援員の調整・手配を行います。
利用までに顔合わせや支援内容についての打ち合わせを行います。

利 用

料金は直接訪問支援員へ現金でお支払いください。
キャンセルは利用日前日の16時までにご連絡ください。
※16時以降の連絡はキャンセル料がかかります。

【問い合わせ・申し込み】

太子町役場 健康福祉部 いきいき健康課（町立保健センター） TEL：0721-98-5520

太子町役場 健康福祉部 子育て支援課 TEL：0721-98-5596